

(最終改正)

畜 産 第 3 8 3 号

令和3年(2021年)5月14日

北海道家畜伝染病防疫対策要綱

北 海 道

本要綱で使用する主な略称及び用語

1 関係法令等

- 家伝法 : 家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）
- 施行規則 : 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）
- 飼養衛生管理基準 : 家畜伝染病予防法に基づき家畜（牛、めん羊、山羊、水牛、鹿、豚、いのしし、鶏その他家きん、馬）の所有者が疾病の発生を予防するため遵守すべき飼養管理方法に関する基準（平成23年10月1日農林水産大臣公表）
- 防疫指針 : 家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づき農林水産大臣が作成・公表する特定家畜伝染病防疫指針
*口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫、牛伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについて公表済み。
- 廃掃法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 感染症法 : 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）

2 国や道などの機関

- 動物衛生課 : 農林水産省消費・安全局動物衛生課
- 動物衛生研究部門 : 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門
- 畜産振興課 : 北海道農政部生産振興局畜産振興課
- （総合）振興局 : 知事の権限に属する事務を分掌する機関で全道14カ所に設置
- 家保 : 家畜保健衛生所

3 その他疾病に関する用語等

本文中に特段の注釈がない場合、各用語が示す意味は次のとおりとする。

- 疫学関連農場 : 発生農場と防疫指針に規定される疫学的関連が確認された農場
- 海外悪性伝染病 : 国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する越境性動物疾病をはじめとした家畜の悪性伝染病

家きん	: 鶏、あひる（あいがもを含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
家きん等	: 家きんと飼育動物(鳥類)
家きん飼養者	: 家きんの所有者及び管理者
家畜	: 牛、めん羊、山羊、水牛、鹿、豚、いのしし（豚との交雑種を含む）
家畜等	: 家畜及び家きん
家畜等飼養者	: 家畜等の所有者及び管理者
家畜等飼養農場	: 家畜等を飼養するための農場、展示等を行う施設を含む
患畜等	: 患畜及び疑似患畜
家畜防疫員	: 家伝法第53条に基づき、同法に規定する事務に従事させるため、都道府県知事が、原則として当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する。
飼育動物	: 飼育されている偶蹄類の動物又は鳥類の内、家畜又は家きんに該当しないもの
消毒ポイント	: 家伝法第28条の2に基づき防疫指針の規定により都道府県知事が設置する車両用の消毒設備
ストックポイント	: 緊急防疫資材ストックポイント
畜舎	: いわゆる牛舎、豚舎、鶏舎ほか家畜等を飼養するために収容する構造物及びその付帯施設
特定症状	: 家伝法第13条の2に規定される口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザを疑う症状
高病原性鳥インフルエンザ等	: 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
発生農場	: 患畜等が確認された農場
防疫地図システム	: 北海道家畜防疫地図システム
防疫作業員	: 防疫作業に従事する者
野生鳥獣	: 野鳥を含む野生動物

目 次

第1章 総説

I	制定の経過等	1
II	防疫方針	2
1	発生の予防	3
2	発生への備え	3
3	発生時の対応	3
4	関係機関・団体との連携	4
5	防疫作業員等の安全の確保等	4
III	マニュアルの周知と継続的な見直し	4

第2章 防疫の概要

I	発生の予防及び発生時への備え	
1	情報の収集と整備	5
2	清浄性の維持・確認	5
3	警戒本部の設置	6
4	発生への備え	13
5	研修・訓練の実施	13
6	市町村との連携	14
II	発生時における組織の役割と体制	
1	本庁	15
2	(総合) 振興局	21
3	市町村	25
4	発生農場	25
III	防疫の流れ	26
IV	防疫作業員等の感染予防対策並びに身体的及び精神的ストレス負荷対策	27
V	発生時の関係各部・(総合) 振興局の役割	
1	本庁等	27
2	(総合) 振興局	31

第 1 章

総 説

I 制定の経過等

1 制定の経過

本道においては、これまで、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザといった疾病ごとに防疫マニュアルを整備し、防疫体制の構築、維持を図るとともに、平成28年12月に発生した家きんでは道内初となる高病原性鳥インフルエンザにおける一連の防疫措置の経験を踏まえ、平成29年9月、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルを見直すなど、防疫体制を強化してきたところである。

しかし近年、周辺諸国では、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の発生が確認されており、また、平成30年9月には、岐阜県において国内では26年ぶりとなる豚熱が発生する等、人や物の移動が活発になる中で、海外悪性伝染病が国内あるいは道内に侵入するリスクはますます高まってきている。

道としては、こうした伝染病の本道への侵入防止に万全を期すとともに、万が一にも、道内において、伝播力の強い海外悪性伝染病が大規模農場又は同時に複数の農場で発生した場合には、発生農場や周辺農場において、家畜等の殺処分や移動制限をはじめとした迅速な防疫措置を全庁を挙げて講じる必要がある。

このため、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした海外悪性伝染病の予防と発生した際の迅速かつ円滑な防疫対応など、全庁的な取組に向けて、疾病ごとに整備されていた防疫マニュアルの一部（共通部分）を統合・再構築し、北海道家畜伝染病防疫対策要綱（以下「要綱」という。）を整備することとした。

2 要綱の位置づけ

本要綱の位置づけは図1のとおりであり、発生の予防、発生への備え、発生時の防疫対応等については、関係法令、防疫指針及び本要綱に基づき実施する。なお、防疫措置の詳細については別途疾病ごとに定める防疫マニュアルによることとする。

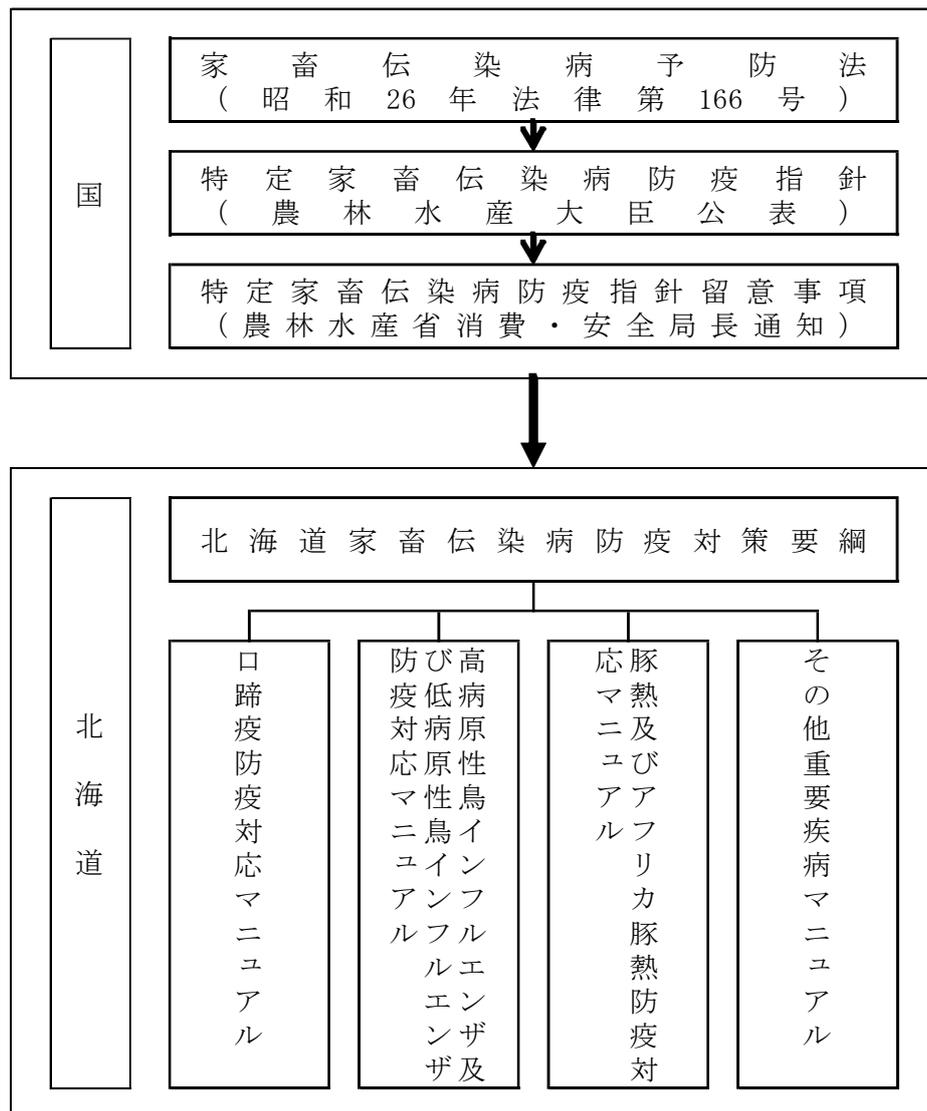


図1 要綱の位置づけ

II 防疫方針

海外悪性伝染病の防疫措置は、家伝法第3条の2第1項に基づき農林水産大臣が公表する防疫指針に基づき実施する。

殺処分や死体の埋却など発生農場における防疫措置は、家伝法では、原則、家畜等の所有者が行うこととされている。一方で、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、家畜防疫員自らがこれを実施できるとされている。

海外悪性伝染病は、ひとたび感染が拡大すると、畜産業はもとより、関連産業や道民生活に大きな影響が及ぶとともに、家畜等や畜産物の輸出停止等、国内の畜産、経済、国民生活への多大な影響を引き起こすものであり、迅速な対応が必要との観点から、国内の発生時においては、都道府県の主導により防疫措置を実施しており、

道としても、関係機関・団体等との密接な連携のもと、感染の拡大を防止し、被害を最小限に抑えるため、強い危機意識を共有し、総力を挙げて取り組むこととする。

本要綱において対象とする疾病は、原則、家伝法第3条の2第1項で定められる家畜伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫及び牛肺疫とする。

1 発生の予防

海外悪性伝染病については、家畜等で発生させないよう徹底した予防措置を講じることが重要であり、家畜等飼養者は、日頃から家伝法に定める飼養衛生管理基準を遵守し、病原体の侵入防止に努める。

また、家保は、家畜等飼養者に対して、海外悪性伝染病の発生予防のための啓発、情報提供、指導等を行う。

さらに、本庁及び（総合）振興局の関係部局、関係機関・団体等で構成する海外悪性伝染病警戒本部等を通じて情報の共有等を図る。

2 発生への備え

海外悪性伝染病の発生時には、早期に殺処分等の防疫措置を講じ、まん延を防止する必要があることから、各家保及びストックポイントに緊急防疫資材を備蓄するとともに、防疫計画（案）の作成・見直しや家畜等の検査体制の整理等を行う。

また、初動対応を迅速に行うため、家畜伝染病対策本部や指揮室などの防疫体制の確立や関係部局等の役割を明確化するとともに、研修・訓練等を通じて家保、関係部局、関係機関等の対応力の向上を図る。

3 発生時の対応

家畜等において特定症状、防疫指針に規定される症状等を確認した場合、早期の対応が重要となることから、獣医師、家畜等飼養者等は直ちに家保に届け出て、家保の検査・指示を受ける。

患畜等の決定後、早期に殺処分等の防疫措置を開始できるように、検査と並行して、防疫計画（案）の確認・精査を踏まえ、本庁と（総合）振興局の連携のもと、対策本部等の設置や必要な防疫資機材の搬送、防疫作業員等の動員など、準備を進める。

防疫措置については、原則24時間体制で行うこととする。

なお、防疫指針においては、発生後、24時間以内の患畜等の殺処分、並びに72時間以内の患畜等の死体の埋却という作業の目安について記載されている。

ただし、この目安は防疫指針において、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、口蹄疫や豚熱等の対応の場合は、肥育牛飼養農場にあっては150～300頭、肥育豚飼養農場にあっては1,000～2,000頭、高病原性鳥インフルエンザ等の対応の場合は、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽、肉用鶏平飼いで5～10万羽を想定したものと明記されており、あわせて、様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、

気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫作業員の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めるものと規定されている。

近年、道内の家畜等飼養農場は大規模化が進み、仮に、こうした大規模農場で海外悪性伝染病が発生した場合、「一定の目安」である24時間及び72時間でそれぞれの作業を完了することが困難な状況も想定される。

このため、道としては、次の方針で対処することとする。

- ① 患畜等が確認された畜舎については、特に病原体を拡散させるリスクが高いことから、発生後、直ちに殺処分に着手し、最優先で原則24時間以内に殺処分を完了させる。
- ② その後、当該畜舎に隣接する等リスクの高い畜舎から順次殺処分を進めることとし、その終了目安については、作業人員を最大限動員する一方で、当該農場の飼養規模などを踏まえつつ期限を設定する。
- ③ また、当該作業を進めるに当たっては、当該農場からの病原体飛散防止、当該農場周辺の通行制限や遮断、消毒ポイントにおける徹底した車両消毒、高病原性鳥インフルエンザ等においては防疫作業員の徹底した感染防止策など、的確なまん延防止措置を取りつつ行うものとする。

4 関係機関・団体の連携

発生時に迅速かつ徹底した防疫措置を講じるためには、国、道、市町村及び関係機関・団体等と連携して取り組む必要があることから、情報の提供や研修・訓練への参加、協定の締結等を通じて日頃から連携・協力体制を構築し、対応する。

5 防疫作業員等の安全の確保等

防疫作業については、事前に作業中の感染の防御や安全対策などについて周知を図るなど、バイオセキュリティや作業員の安全の確保に十分配慮するとともに、従事後の健康状態を一定期間把握する。

なお、牛や豚の殺処分については、注射など専門的な処置が必要であることから、原則として獣医師が行うこととし、それに伴う家畜の保定等、生きた家畜を扱う作業については、作業中の事故を未然に防ぐため、家畜の取り扱いに慣れた職員が行うこととする。

Ⅲ 要綱の周知と継続的な見直し

本要綱を実効性のあるものとするため、警戒本部等を通じて関係部局等で共有するとともに、研修・訓練等を通じて周知と理解を深める。

なお、組織機構改正、防疫指針の変更等があった場合や、海外悪性伝染病の発生状況の変化や科学的知見、技術の進展並びに全道で実施している防疫演習等での検証により新たに課題が生じた場合には、随時見直すこととする。

第 2 章

防 疫 の 概 要

I 発生の予防及び発生時への備え

海外悪性伝染病の発生防止と発生を想定した防疫体制を強化するため、情報の収集・整備、調査等により、海外等の発生状況に対応した侵入防止対策を図るとともに、研修・訓練を通じ、(総合)振興局、家保、市町村等の連携を強化し、万一の発生時の迅速なまん延防止対策に資する。また、家畜等飼養者自らも海外悪性伝染病に係る正確な情報収集と衛生管理を強化し、関係機関・団体等と一体となって取り組む。

1 情報の収集と整備

(1) 海外悪性伝染病の発生状況の把握と周知

本庁、(総合)振興局、家保は、農林水産省等から提供される海外悪性伝染病の発生情報の収集に努めるとともに、あらかじめ準備した緊急連絡網等の情報提供網を活用し、獣医師、関係機関・団体等、家畜等飼養者への情報提供に努める。また、農業関係等の外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知するように努める。

(2) 情報の収集と整備

家保は、家畜等飼養農場について、その所在地、連絡先、家畜等の飼養頭羽数を記載した台帳を整備する。

(3) 地理的分布の把握と防疫地図システムの活用

家保は、家畜等飼養農場、関係施設に関する情報を整備するとともに、防疫地図システム等を活用し、所在地を地図上にプロットし、発生時の円滑な防疫に備える。

また、新たな情報の入力など定期的にデータの更新を図ることとし、この際、家保は、市町村と連携した農場巡回や、種々の農家調査等を利用して、データ更新を行う。

2 清浄性の維持・確認

(1) 異常家畜等の早期発見

(総合)振興局又は家保は、海外悪性伝染病発生時の対応を検討するため講習会等を開催、又は活用し、家畜等飼養者、関係団体、民間獣医師、公衆衛生関係者、市町村担当者等との連携を図りつつ、家畜等の伝染性疾病の発生状況、防疫対策等についての情報提供に努め、異常家畜等の早期発見について啓発する。

(2) 立入検査

家保は、防疫指針に基づき、定期的に家伝法第51条の規定に基づく立入検査を実施する。また、モニタリング検査や飼養衛生管理基準の遵守事項の指導、家畜衛生対策事業などで農場に立ち入る際は、海外悪性伝染病等を念頭において臨床検査を実施する。家畜等飼養農場の出入りに際しては、衣類、靴、検査器具、車両の消毒を実施し、当該農場に入場時の規定が定められている場合はこれを遵守する。

(3) 家畜等飼養者の対応

家畜等飼養者は、飼養衛生管理基準を遵守し、消毒の徹底、関係者以外の農場への出入り制限等を行い、また、特に家きん飼養者にあつては、野鳥等の家きん舎等への侵入及び給水源への接近防止を徹底し、海外悪性伝染病の発生予防に努める。

また、常に海外悪性伝染病の発生を疑い、飼養家畜等の健康観察に努め、異状を発見した場合は、直ちにその旨を獣医師、又は家保に届け出る。

(4) 畜産関係施設における対応

(総合) 振興局及び家保は、関係部局と連携し、と畜場、化製場、食鳥処理場、飼料関係施設等の関係施設に対して、車両消毒施設を設置させ、入退出時の消毒を実施させるとともに、日頃から搬入、配送農場名及び車両運行記録を保管するよう指導する。また、施設の洗浄、消毒の徹底を庶務規定等に明記するよう指導する。

(5) 市町村の対応

市町村は、発生防止のため道が行う水際対策や家畜等飼養者への情報伝達、研修会開催、家畜等飼養農場の立入検査等について、道と一体となって取り組む。

3 警戒本部の設置

(1) 北海道及び(総合) 振興局海外悪性伝染病警戒本部の設置

近年、中国、韓国等アジア近隣諸国等で海外悪性伝染病が継続的に発生していることから、農場等への侵入防止対策を徹底するため、別紙1の北海道海外悪性伝染病警戒本部設置要領に基づき、本庁に副知事を本部長とした北海道海外悪性伝染病警戒本部(以下「本庁警戒本部」という。)を継続的に設置する。また、(総合) 振興局は別紙2を参考に、(総合) 振興局海外悪性伝染病警戒本部(以下「(総合) 振興局警戒本部」という。)を設置する。

ア 警戒本部の組織体制

本庁警戒本部における組織は、本部長を副知事、副本部長を食の安全推進監とし、構成員を総務部長、職員監、危機管理監、総合政策部長、交通企画監、環境生活部長、保健福祉部長、新型コロナウイルス感染症対策監、経済部長、観光振興監、食産業振興監、農政部長、水産林務部長、建設部長、教育庁教育部長、北海道警察本部警備部長とする。

また、(総合) 振興局警戒本部における組織は、各(総合) 振興局において決定する。

イ 警戒本部幹事会の設置

警戒本部の事務を円滑に進めるため、警戒本部の下に警戒本部幹事会(以下「幹事会」という。)を設置し、情報共有を行う。(総合) 振興局における警戒本部幹事会は、各(総合) 振興局において決定する。

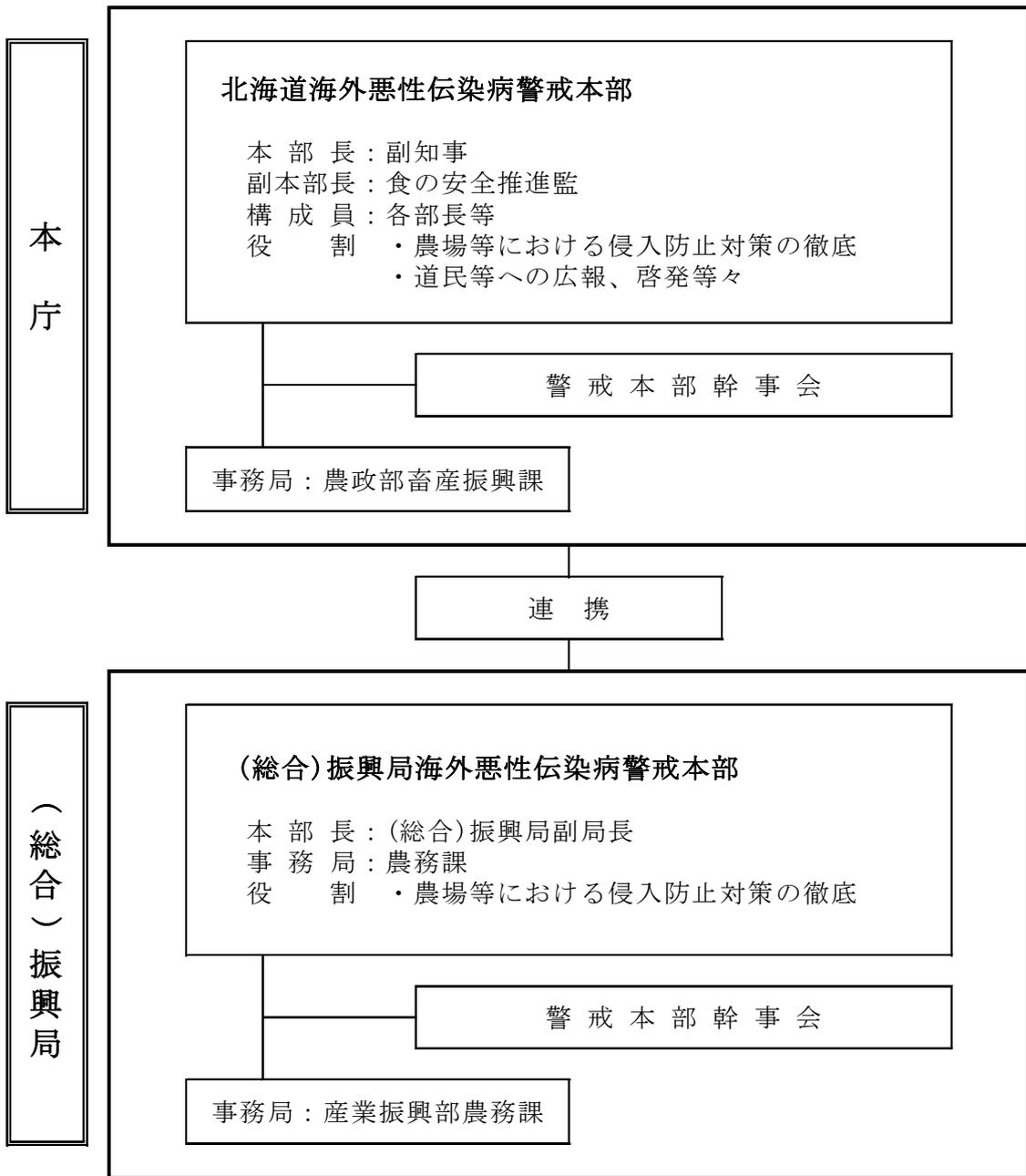


図2 警戒本部の組織体制

(別紙1)

北海道海外悪性伝染病警戒本部設置要領

制 定 平成30年12月27日
一部改正 令和3年5月14日

1 趣旨

中国、韓国等アジア近隣で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病の発生が続いていることから、本道での海外悪性伝染病の発生防止などに万全を期すため、「北海道海外悪性伝染病警戒本部」(以下「警戒本部」という。)を設置する。

2 組織

- (1) 警戒本部の構成員は、別表1のとおりとする。
- (2) なお、警戒本部の事務を円滑に進めるため、警戒本部の下に幹事会を設置する。幹事会の構成員は、別表2のとおりとする。

3 会議の招集

- (1) 警戒本部は、本部長が召集する。
- (2) 幹事会は、副本部長の農政部食の安全推進監が招集する。

4 附議事項

警戒本部に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 道内における海外悪性伝染病発生防止策に係る庁内等の連絡調整に関すること
- (2) 農場における発生防止対策に関すること
- (3) 畜産関係者における防疫対策に関すること
- (4) 物流における防疫対策に関すること
- (5) 野生鳥獣の監視等に関すること
- (6) 道民及び来道者への協力依頼に関すること
- (7) 情報の収集に関すること
- (8) 広報に関すること
- (9) その他必要な事項

5 庶務

警戒本部の庶務は、農政部生産振興局畜産振興課において処理する。

6 時限

警戒本部は、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、警戒本部の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

別表1 「北海道海外悪性伝染病警戒本部」構成員

区 分	所 属	職 名
本部長		副 知 事 〔 食の安全・安心に関する 事務を所掌する者 〕
副本部長	農 政 部	食の安全推進監
構 成 員	総 務 部	部 長
		職 員 監
		危 機 管 理 監
	総合政策部	部 長
		交 通 企 画 監
	環境生活部	部 長
	保健福祉部	部 長
		新型コロナウイルス感染症対策監
	経 済 部	部 長
		観 光 振 興 監
		食 産 業 振 興 監
	農 政 部	部 長
	水産林務部	部 長
	建 設 部	部 長
教 育 庁	教 育 部 長	
北海道警察本部	警 備 部 長	

別表2 「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」構成員

部等名	局課(室)名		職名	
総務部	総務課		課長	
	人事局	人事課	課長	
		職員厚生課	課長	
	法務・法人局	学事課	課長	
	危機対策局	危機対策課	課長	
総合政策部	総務課		課長	
	知事室	広報広聴課	課長	
総合政策部	政策局		参事	
	交通政策局	交通企画課	課長	
環境生活部	環境局		自然環境担当局長	
			環境政策課	水道担当課長
			循環型社会推進課	循環型社会推進課長
				環境保全担当課長
			自然環境課	動物管理担当課長
		エゾシカ担当課長		
	総務課		課長	
	くらし安全局	消費者安全課	課長	
保健福祉部	総務課		政策調整担当課長	
	感染症対策局	感染症対策課	課長	
		食品衛生課	課長	
	福祉局	障がい者保健福祉課	精神保健担当課長	
経済部	総務課		課長	
	食関連産業局	食産業振興課	課長	
	経済企画局	国際経済課	課長	
	観光局	観光振興課	課長	
	地域経済局	中小企業課	金融担当課長	
水産林務部	総務課		課長	
	水産局	水産振興課	課長	

第2章 防疫の概要

建設部	建設政策局	建設政策課	政策調整担当課長
		維持管理防災課	管理担当課長
教育庁	総務政策局	総務課	課長
	学校教育局	高校教育課	課長
		義務教育課	課長
		特別支援教育課	課長
	健康・体育課	課長	
道警本部	警備部	警備課	課長
農政部			食の安全推進監
	食の安全推進局		局長
		食品政策課	課長
	生産振興局		局長
			技術支援担当局長
		技術普及課	課長
			首席普及指導員
		畜産振興課	課長
			環境飼料担当課長
			家畜衛生担当課長
		農政課	課長
		農業経営局	農業経営課
	農村振興局	事業調整課	技術管理担当課長

(別紙2)

(総合) 振興局海外悪性伝染病警戒本部設置要領 (例)

- 1 趣旨

畜産業はもとより、道民の食に対する安全・安心や健康の確保に大きな影響を与える口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が中国・韓国等アジア近隣諸国で発生拡大していることから、(総合) 振興局内における家畜衛生と畜産物の安全確保等について万全を期するため「(総合) 振興局海外悪性伝染病警戒本部」を設置して、連絡体制等を確立するとともに、道段階における北海道海外悪性伝染病警戒本部との密接な連携を図る。
- 2 組織

(総合) 振興局警戒本部の構成は別表のとおりとし、本部長が招集する。
- 3 附議事項

警戒本部会議に附議する事項は、おおむね次のとおりとする。

 - (1) 管内における本病発生時の関係機関等の連絡体制に関する事
 - (2) 家畜衛生に関する事
 - (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関する事
 - (4) 畜産物の安全確保及び関連対策に関する事
 - (5) 畜産物の流通・消費及び関連対策に関する事
 - (6) 情報の収集に関する事
 - (7) 広報に関する事
 - (8) その他の必要な事項
- 4 庶務

警戒本部会議の庶務は、(総合) 振興局産業振興部農務課において処理する。
- 5 時限

警戒本部は、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、警戒本部の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 6 雑則

この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

別表「(総合) 振興局海外悪性伝染病警戒本部」構成員

区 分	所 属	職 名
本部長		副局長 〔食の安全・安心に関する 事務を所掌する者〕
副本部長		技 監
	産業振興部	部 長
構 成 員	地域創生部	部 長
	保健環境部	部 長
		くらし・子育て担当部長 地域保健室長
	建設管理部	部 長
	教 育 局	次 長
	農業改良普及センター	所 長
	家畜保健衛生所	所 長
警 察 署	署 長	

注：(総合) 振興局において、適宜、関係部局の追加等を実施して下さい。(警察署の職名を含む)

4 発生への備え

(1) 緊急連絡網の整備と家畜等飼養者への連絡網の周知

(総合) 振興局及び家保は、異常家畜等の早期発見、早期届出を促すため、家畜等飼養者、獣医師、関係団体への情報提供及び緊急連絡先の周知を行うとともに、道、市町村、関係機関・団体等への緊急連絡体制を整備する。

(2) 防疫資材の備蓄と円滑な検査等

畜産振興課及び家保は、万一の発生に備え、ストックポイント及び各家保の防疫資材の備蓄等を行うとともに、備蓄している防疫資材について、迅速に搬出、輸送できるよう定期的な点検、補充、輸送体制の点検を行う。なお、具体的な点検方法については、別途要領を定める。

また、初動時の検査等が円滑に行われるよう家畜防疫員の役割分担を明確にする。

(3) 防疫計画（案）の作成と見直し

(総合) 振興局及び家保は、万一の発生に備え、市町村と連携して家畜にあっては100羽以上（だちょうの場合は10羽）を飼養している各飼養農場ごとに、家畜にあっては別途防疫マニュアルに規定する飼養区分における指標ごとに、畜舎の形態、畜舎ごとの飼養頭羽数、飼料等の残量、重機や運搬車両の動線、防疫資機材等の搬入場所等に係る想定を把握し、仮に発生した場合における必要な人員や物資、埋却場所などの対処方針を盛り込んだ、防疫計画を予め策定する。

あわせて、立入検査等で飼養形態や飼養頭羽数が変わった場合は、随時、防疫計画を見直す。

(4) 埋却場所の確保

(総合) 振興局及び家保は、万一の発生に備え、市町村と連携して家畜等飼養農場ごとに埋却場所の確保に努め、埋却場所がない場合は国、道及び市町村有地も含め事前に確保する。また、各（総合）振興局の担当部局（環境生活課及び生活衛生課）に対し埋却場所選定に関する情報提供及び協議を行う。なお、患畜等の埋却は、家伝法第22条に基づき化製場等に関する法律を適用しない他、家伝法施行規則第30条に基づき実施される場合は、廃掃法の適用除外とされる。

(5) 消毒ポイント候補地の選定

(総合) 振興局農務課及び家保は、平時から、移動制限及び消毒ポイント等について、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を防疫地図システムに登録し、あわせて住宅地図等の詳細地図を準備しておく。

5 研修・訓練の実施

(1) 研修会の開催

(総合) 振興局及び家保は、年1回程度、家畜等飼養者、獣医師、道、市町村、関係機関・団体等、家畜伝染病自衛防疫組合、関係者を対象に、海外悪性伝染病の知識や防疫対策の内容について研修会を開催する。

(2) 訓練の実施

本庁、（総合）振興局及び家保は、年1回程度、危機管理センター等で万一の

発生に備えた指揮室の設置・運営訓練を行う。

また、(総合)振興局及び家保は、海外悪性伝染病が発生した場合を想定し、関係機関・団体等、家畜等飼養者、獣医師、関係者等の参加を幅広く求め、緊急連絡体制や発生時における迅速な防疫対応について防疫演習・実地訓練を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努め、市町村等が行う防疫演習に協力する。

表1 訓練等を通じた継続的な改善

種類		内容	対象	頻度
研修	(総合)振興局・家保講習会等	海外悪性伝染病の知識や防疫対策の流れ等の聴講	関係職員	年1回程度
訓練	指揮室設置・運営訓練	危機管理センター等での指揮室設置訓練	関係職員	年1回程度
	防疫演習 実地訓練	防疫衣の着脱・消毒ポイントの設置等の訓練	関係職員	年1回程度
点検	防疫地図システム保守	迅速に稼働できるよう常日頃から点検を行う	畜産振興課職員 家保職員	随時
	緊急防疫用資材	迅速に搬出、輸送できるよう定期的な点検、補充、輸送体制の点検を行う	畜産振興課職員 家保職員	要領に定める回数
	防疫計画の見直し	飼養状況の変化等を踏まえ計画を見直す	家保職員 関係職員	随時

6 市町村等との連携

発生時における初動対応及びまん延防止対策を迅速かつ適確に行うため、国及び道各部局、道警察本部、市町村、道獣医師会、関係機関・団体等は、日頃から情報の共有に努めるとともに、発生時の防疫措置の内容や実施時期、役割分担等を確認する。また、道は発生防止及び発生時において、全面的な支援体制を構築するため、関係機関・団体等と防疫協定等を締結し、協定等に基づいた協力が得られるよう日頃から連携を推進する。

II 発生時における組織の役割と体制

1 本庁

(1) 北海道家畜伝染病対策本部の設置

海外悪性伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合、具体的には、農場からの異常家畜等の届出後、本病の発生が確認され、又は発生が強く疑われる場合は、迅速にまん延防止措置を講じるため、別紙3の北海道家畜伝染病対策本部設置要領(案)に基づき本庁に知事を本部長とした北海道家畜伝染病対策本部(以下「本庁対策本部」という。)を設置する。

なお、本部名称中の家畜伝染病を当該発生があった、又はそのおそれがある当該発生病名に置き換えるものとする。

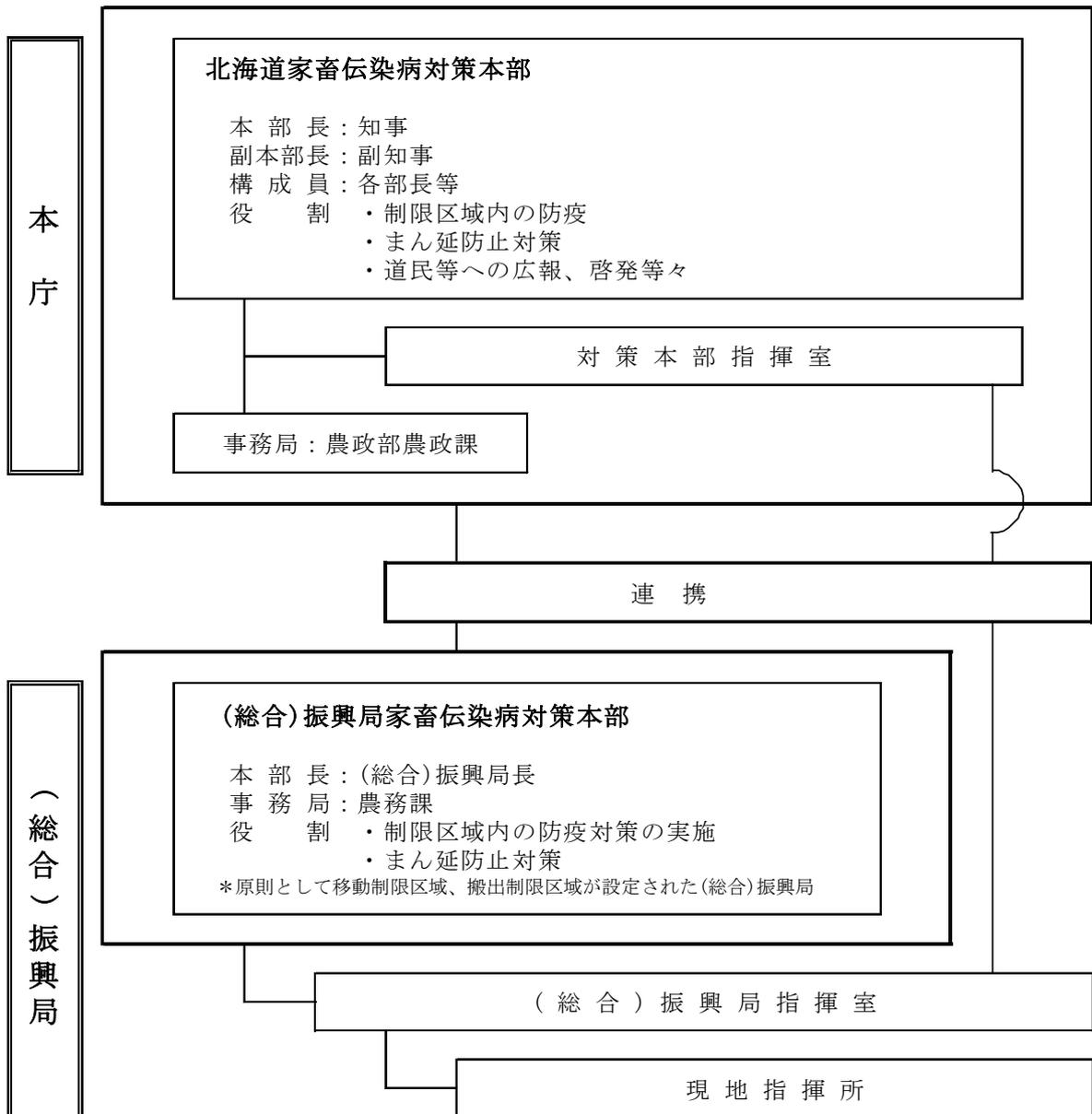
ア 本庁対策本部の組織体制

本部長を知事、副本部長を副知事とし、構成員を総務部長、職員監、危機管理監、東京事務所長、総合政策部長、交通企画監、環境生活部長、保健福祉部長、新型コロナウイルス感染症対策監、経済部長、観光振興監、食産業振興監、農政部長、食の安全推進監、水産林務部長、建設部長、(総合)振興局長、教育庁教育部長、北海道警察本部警備部長とする。

イ 本庁対策本部指揮室の設置

防疫措置の迅速かつ円滑な実施のため、関係者が同じ空間で作業ができるよう、本庁対策本部設置と同時に本庁対策本部の下に指揮室(以下「本庁指揮室」という。)を設置し、(総合)振興局と連携し防疫に当たる。

なお、本庁では、道庁地下1階危機管理センターに本庁指揮室を配置する。



*本部名称中の家畜伝染病を当該発生があった、又はおそれのある当該発生病名に置き換える。

図3 対策本部の組織体制

ウ 指揮室の組織体制

指揮室長は副知事とし、構成員を、総務部人事課長、職員厚生課長、危機対策課長、保健福祉部感染症対策課長、農政部食の安全推進監、次長、食の安全推進局長、食品政策課長、技術普及課長、首席普及指導員、畜産振興課長、環境飼料担当課長、家畜衛生担当課長、農政課長、事業調整課技術管理担当課長とする。

エ 本庁指揮室の役割

本庁指揮室では、防疫計画（案）を精査するとともに、精査された防疫計画の遂行のため、振興局指揮室（2（1）イに規定する局指揮室をいう。）と連携し、人的及び物的支援等統括を行う。特に、人員について、北海道のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省又は独立行政法人等の職員や他の都府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。なお、本庁指揮室の具体的な役割、所掌事務は「V発生時の関係各部各課の役割」のとおり。

（別紙3）

北海道家畜伝染病対策本部設置要領（案）

1 趣旨

畜産業はもとより他産業や道民の生活に大きな影響を与えることが懸念される海外悪性伝染病が道内において発生したことから、関係各部局が互いに連携して本病の対策を円滑に推進することを目的に「北海道家畜伝染病対策本部」を設置する。

2 組織

- (1) 対策本部の構成員は、別表1のとおりとする。
- (2) 発生農場等の防疫措置を円滑に進めるため、対策本部の下に指揮室を設置する。指揮室の構成員は別表2のとおりとし、必要な事項は別途定める。

3 会議の招集

対策本部は、本部長が招集する。

4 協議事項

対策本部は各部等が行う次に掲げる基本的な事項について協議する。

- (1) 北海道の家畜伝染病の防疫措置に関すること
- (2) 関係部局等との連絡・調整に関すること
- (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関すること
- (4) 畜産物の関連対策に関すること
- (5) 畜産物の流通・加工、観光等関係事業対策に関すること
- (6) 野生鳥獣及び飼育動物対策に関すること
- (7) 情報の収集に関すること
- (8) 広報に関すること
- (9) その他必要な事項

5 庶務

対策本部及び指揮室の庶務は、農政部農政課において処理する。

6 雑 則

- (1) 本要領中の家畜伝染病を当該発生があった、又はそのおそれがある当該発生病名に置き換えるものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は〇〇年〇月〇〇日から施行する。

別表1 「北海道家畜伝染病対策本部」構成員（案）

区 分	所 属	職 名
本部長		知 事
副本部長		副 知 事 〔 食の安全・安心に関する事務を所掌する者 〕
構 成 員	総 務 部	部 長
		職 員 監
		危 機 管 理 監
		東 京 事 務 所 長
	総 合 政 策 部	部 長
		交 通 企 画 監
	環 境 生 活 部	部 長
	保 健 福 祉 部	部 長
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 監
	経 済 部	部 長
		観 光 振 興 監
		食 産 業 振 興 監
	農 政 部	部 長
		食 の 安 全 推 進 監
	水 産 林 務 部	部 長
	建 設 部	部 長
	(総 合) 振 興 局	局 長
教 育 庁	教 育 部 長	
北 海 道 警 察 本 部	警 備 部 長	
オ ブ ザ ー バ ー	北 海 道 農 政 事 務 所	消 費 安 全 部 長

別表2 「北海道家畜伝染病対策本部指揮室」構成員（案）

部等名	局課（室）名		職名	備考	
			副知事	指揮室長	
総務部	人事局	人事課	課長		
		職員厚生課	課長		
	危機対策局	危機対策課	課長		
保健福祉部	感染症対策局	感染症対策課	課長		
農政部			食の安全推進監	副室長	
			次長	総括班長	
	食の安全推進局		局長	総括班長	
			食品政策課	課長	
	生産振興局	技術普及課		課長	
				首席普及指導員	
		畜産振興課		課長	防疫支援班長
				環境飼料担当課長	
				家畜衛生担当課長	防疫班長
	農政課		課長	調整班長	
	農村振興局	事業調整課	技術管理担当課長		

北海道家畜伝染病対策本部指揮室運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道家畜伝染病対策本部設置要領の2の規定に基づき、北海道家畜伝染病対策本部指揮室（以下「指揮室」という。）の組織及び運営に必要な事項として定めるものである。

（指揮室）

第2条 指揮室長は、副本部長（副知事（食の安全・安心に関する事務を所掌する者））をもって充てる。指揮室長は、指揮室を総括し、指揮室に属する職員を指揮監督する。

2 副室長は、農政部食の安全推進監をもって充てる。副室長は、指揮室長を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。

3 総括班長は、農政部次長及び食の安全推進局長をもって充てる。総括班長は、4に定める各班の事務を総括し、現地への支援の承認を行う。

4 指揮室には、次の班を置く。

- (1) 防疫班
- (2) 防疫支援班
- (3) 調整班

5 指揮室の運営は、以下のとおりとする。

- (1) 原則として本庁舎地下1階危機管理センターに設置するものとする。
- (2) 各班には班長と班長代理を置く。班長は班内を総括し、班長代理はそれを代理する。このほか指揮室の体制及び各班の所掌事務は、別に定めるものとする。
- (3) 体制等については、必要に応じて増加・削減するものとする。加えて、地方公共団体及び関係機関の職員並びにその他関係者は、指揮室が設置された危機管理センターに参集することができる。

第3条 指揮室の設置は、農政部農政課から通知するものとする。また、指揮室の庶務は、農政部農政課において処理する。

（雑則）

第4条 本規程中の家畜伝染病を当該発生があった、又はそのおそれがある当該発生病名に置き換えるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、指揮室の活動に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則（ ○年○月○日本部長決定）

この規程は、 ○年○月○日から施行する。

2 (総合) 振興局

(1) (総合) 振興局家畜伝染病対策本部の設置

(総合) 振興局内の家畜等で海外悪性伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合、具体的には、農場からの異常家畜等の通報後、本病の発生が確認され、又は発生が強く疑われる場合は、迅速にまん延防止措置を講じるため、別紙4の(総合) 振興局家畜伝染病対策本部設置要領(案)に基づき(総合) 振興局に(総合) 振興局長を本部長とした(総合) 振興局家畜伝染病対策本部(以下「(総合) 振興局対策本部」という。)を設置する。

なお、本部名称中の家畜伝染病を当該発生があった、又はそのおそれがある当該発生病名に置き換えるものとする。

ア (総合) 振興局対策本部の組織体制

(総合) 振興局対策本部における組織は、各(総合) 振興局において決定する。

イ (総合) 振興局家畜伝染病対策本部現地指揮室の設置

(総合) 振興局対策本部設置と同時に(総合) 振興局対策本部の下に現地指揮室(以下「局指揮室」という。)を設置し、本庁と(総合) 振興局は互いに連携し防疫に当たる。なお、石狩振興局は、道庁地下1階危機管理センターに本庁と合同で指揮室を設置する。

ウ 局指揮室の組織体制

(総合) 振興局指揮室における組織は、各(総合) 振興局において決定する。

エ 局指揮室の役割

発生時に円滑かつ迅速に初動対応ができるよう、本庁指揮室と連携するとともに協力が必要となる関係機関・団体等との連絡窓口を明確化し、情報を共有する。また、事前に策定した防疫計画(案)をもとに、防疫に必要な人員及び資材の確保、消毒ポイントや埋却場所の調整を行い、全局を挙げて防疫措置を行う。なお、局指揮室の具体的な役割、所掌事務は「IV発生時の関係各部各課の役割」のとおり。

(別紙4)

(総合) 振興局家畜伝染病対策本部設置要領(案)

(年 月 日制定)

1 趣旨

畜産業はもとより道民の生活や他産業に大きな影響を与えることが懸念される家畜伝染病が局管内家畜等飼養農場において発生したことから、関係各部局が互いに連携して本病の対策を円滑に推進するとともに、道段階における北海道家畜伝染病対策本部との緊密な連携を図る。

2 組織

(1) 対策本部の構成員は、別表のとおりとする。

(2) 発生農場等の防疫措置を円滑に進めるため、対策本部の下に現地指揮室を設置する。その他、必要な事項は別途定める。

3 会議の招集

対策本部は、本部長が招集する。

4 協議事項

対策本部は各部等が行う次に掲げる基本的な事項について協議する。

- (1) 家畜伝染病の防疫措置に関する事
- (2) 関係部署等との連絡・調整に関する事
- (3) 道民及び発生農場関係者、防疫担当者の健康維持対策に関する事
- (4) 畜産物の関連対策に関する事
- (5) 畜産物の流通・加工、観光等関係事業対策に関する事
- (6) 野生鳥獣及び飼育動物対策に関する事
- (7) 情報の収集に関する事
- (8) 広報に関する事
- (9) その他必要な事項

5 庶務

対策本部の庶務は、〇〇（総合）振興局産業振興部農務課において処理する。

6 雑則

本部名称中の家畜伝染病を当該発生があった、又はそのおそれがある当該発生病名に置き換えるものとする。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、 年 月 日から施行する。

別表 「(総合) 振興局家畜伝染病対策本部」 構成員 (案)

区分	所 属	職 名
本部長		局長
副本部長	産業振興部	副局長
		副局長
		技監長
構成員	地域創生部	部長
	保健環境部	部長 くらし・子育て担当部長 地域保健室長
	建設管理部	部長
	教育局	次長
	農業改良普及センター	所長
	家畜保健衛生所	所長
	警察署	署長

注：(総合) 振興局において、適宜、関係部局（警察署の職名を含む）を追加

(総合) 振興局家畜伝染病対策本部指揮室運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、〇〇(総合)振興局家畜伝染病対策本部設置要領の2の規定に基づき、〇〇(総合)振興局家畜伝染病対策本部指揮室(以下、局指揮室という。)の組織及び運営に必要な事項として定めるものである。

(局指揮室)

第2条 指揮室長は、副本部長(〇〇(総合)振興局副局長)をもって充てる。指揮室長は、指揮室を総括し、指揮室に属する職員を指揮監督する。

2 副室長は、〇〇家畜保健衛生所長及び〇〇(総合)振興局産業振興部長、同地域創生部長、同保健環境部長を充てる。

副室長は指揮室長を補佐し、必要に応じてその職務を代理することができる。

- (1) 副室長のうち、家畜保健衛生所長は、防疫作業を指揮統括する。
- (2) 副室長のうち、産業振興部長は、防疫に係る支援作業を指揮する。
- (3) 副室長のうち、(1)(2)を除く者は、局内及び関係機関・団体等との調整を行う。

3 局指揮室には、次の班を置く。

- (1) 農場防疫班
- (2) 総括・調整班
- (3) 防疫支援班

4 局指揮室の運営は、以下のとおりとする。

(1) 局指揮室のうち、直接農場の防疫に係る組織を現地指揮所と称する。

① 現地指揮所は、家畜伝染病又はその疑い事例が発生した農場に近い場所へ配置する。

② 現地指揮所は、即応対策を推進するため、副室長のうち家畜保健衛生所長及び産業振興部長、その代理並びに各班の主要な組織を置くことが望ましい。

③ 副室長のうち家畜保健衛生所長は現地指揮所を総括する。

(2) 副室長は即応対策を推進するため、その指揮権の一部を各班長に委任することができるとともに、各班長は各班員にその指揮権の一部を委任することができる。

(3) 各班には班長と班長代理を置くこととする。班長は班の総括を、班長代理はその代理を行うこととする。

(4) 体制等については、必要に応じて増加・削減するものとする。加えて、地方公共団体及び関係機関の職員並びにその他関係者は、局指揮室内に参集することができる。

(5) そのほかの所掌事務等は別に定めるものとする。

第3条 指揮室の庶務は、〇〇(総合)振興局産業振興部農務課において処理する。

(雑則)

第4条 なお、本部名称中の家畜伝染病を当該発生があった、又はそのおそれがある当該発生病名に置き換えるものとする。

この規程に定めるもののほか、現地指揮所の活動に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 (〇年〇月〇日本部長決定)

この規程は、 〇年〇月〇日から施行する。

(2) 自衛隊への派遣要請等

海外悪性伝染病が発生し、道のみでは、発生農場における防疫措置等を実施することが困難な場合には、本庁対策本部は、自衛隊への派遣要請の実施について、農林水産省に協議する。

農林水産省による防衛省との協議を経て、農林水産省との協議が整った場合は、本庁対策本部が、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について、北部方面総監部と十分に調整した上で、知事（総合振興局長または振興局長）は、自衛隊（指定部隊の長）に対し、自衛隊法第83条の規定に基づき、部隊等の災害派遣を要請することができる。

3 市町村

発生時には、道をはじめ市町村、関係機関・団体等及び家畜等飼養者が共通の認識のもとに連携を図り、迅速かつ徹底した防疫措置を実施することが不可欠であるため、(総合)振興局対策本部は次に掲げる事項について要請する。

なお、(総合)振興局対策本部は、市町村の対応が円滑に行われるよう必要な情報を提供する。

(1) 発生農場のある市町村

- ア 現地対策本部の設置
- イ 発生農場における防疫措置に係る協力
- ウ 患畜等の死体、汚染物品の埋却場所選定に係る協力
- エ 市町村内周辺農場に対する立入検査の日程調整及び周知
- オ 住民に対する情報提供、相談への対応
- カ その他防疫措置の実施に必要な協力

(2) 制限区域内の市町村

- ア 制限区域における防疫措置に係る協力
- イ 周辺農場に対する立入検査の日程調整及び同行
- ウ 住民に対する情報提供、相談への対応
- エ その他防疫措置の実施に必要な協力

(3) その他の市町村

- ア 疫学関連農場に対する立入検査の日程調整及び同行
- イ 住民に対する情報提供、相談への対応
- ウ その他防疫措置の実施に必要な協力

4 発生農場

発生農場の家畜等飼養者においては、家畜防疫員から関係法令の内容や所有者の義務、道における防疫措置について十分説明を受け理解するとともに、道の行う防疫措置に協力する。

Ⅲ 防疫の流れ

防疫措置は疾病ごとに作成する防疫マニュアルに準じて実施する。なお、発生までの対応段階は表2のとおり。

表2 各疾病の対応段階

	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	口蹄疫	豚熱	アフリカ豚熱
家保が実施する病性鑑定業務の段階		当該疾病好発病部位等に係る病性鑑定等依頼を受理した段階 (立入検査の結果を踏まえて、Stage 1へ移行)	当該疾病好発病部位等に係る病性鑑定等依頼を受理した段階 (立入検査の結果を踏まえて、Stage 1へ移行)	当該疾病好発病部位等に係る病性鑑定等依頼を受理した段階 (立入検査の結果を踏まえて、Stage 1へ移行)
Stage 1 対策本部の立ち上げを準備	異常家きん(特定症状)の届出を受理した段階	当該農場で診療を行う獣医師からの聴き取り、又は立ち入った家畜防疫員の現認により特定症状を確認した段階 病変部の画像・疫学情報等を農水省に提出	当該農場で診療を行う獣医師からの聴き取り、又は立ち入った家畜防疫員の現認により防疫指針に規定する症状を確認した段階 豚の生体又は死体、その他検体等を家保に搬入し検査	当該農場で診療を行う獣医師からの聴き取り、又は立ち入った家畜防疫員の現認により防疫指針に規定する症状を確認した段階 豚の生体又は死体、その他検体等を家保に搬入し検査
Stage 2 対策本部を設置	農場において実施した簡易検査が陽性となった段階	農水省が、病変部の画像・疫学情報等から、本病を強く疑うことを理由として精密検査の必要性があると判断し、検体提出を指示した段階	家保で実施した解剖、血液検査の結果、明確に豚熱を否定できず、次の検査に進む段階	家保で実施した解剖、血液検査の結果、明確にアフリカ豚熱を否定できず、次の検査に進む段階
Stage 3	家保において実施した簡易検査が陽性となった段階 【報道発表】			
発生	家保において実施した遺伝子検査が陽性となった段階 【報道発表】	動衛研において実施した遺伝子検査が陽性となった段階 【報道発表】	家保において実施した遺伝子検査、又は蛍光抗体法が陽性となった段階 【報道発表】	家保において実施した遺伝子検査が陽性となった段階 【報道発表】

IV 防疫作業員等の感染予防対策並びに身体的及び精神的ストレス負荷対策

1 防疫作業に従事させる者の選定

通院加療中である者や体調が良くない者など、防疫業務に適さないと判断される者については、原則として、防疫作業に従事させないこととする。

2 防疫作業員等の安全対策、感染防御の徹底

防疫作業員に対し、事前に安全な作業手順や注意点などについて周知を図るとともに、集合施設に到着後、作業開始前に健康調査及び高病原性鳥インフルエンザ等にあつては感染防止に関する指導を行う。

また、体調不良等を訴えた防疫作業員等に対しては、安全性を最優先し必要な措置を行う。

3 防疫作業員等の管理

防疫作業員等名簿を整備し、従事後の身体的、精神的ストレスによる負荷を一定期間把握する。

防疫措置開始後、防疫作業員及び地域住民等を対象として、受診可能な診療機関等を紹介するため、身体的、精神的ストレスに係る相談窓口を設置する。

4 防疫作業員等の感染症対策

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫作業にあつては、ウイルスに曝露された可能性のある防疫作業員等には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うなど、適切な予防管理を行う。また、防疫作業員等に感染が疑われる事例が発生した場合は、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査（以下「積極的疫学調査」という。）を行い、必要に応じ防疫作業員等からのまん延防止対策を徹底する。

V 発生時の関係各部各課の役割

関係各部各課の役割は、北海道家畜伝染病対策本部設置要領や、各（総合）振興局で定める設置要領等によるが、原則、次のとおりである。なお、具体的な作業手順は、防疫マニュアルを参照する。

1 本庁等

(1) 本庁対策本部の組織は次のとおりである。

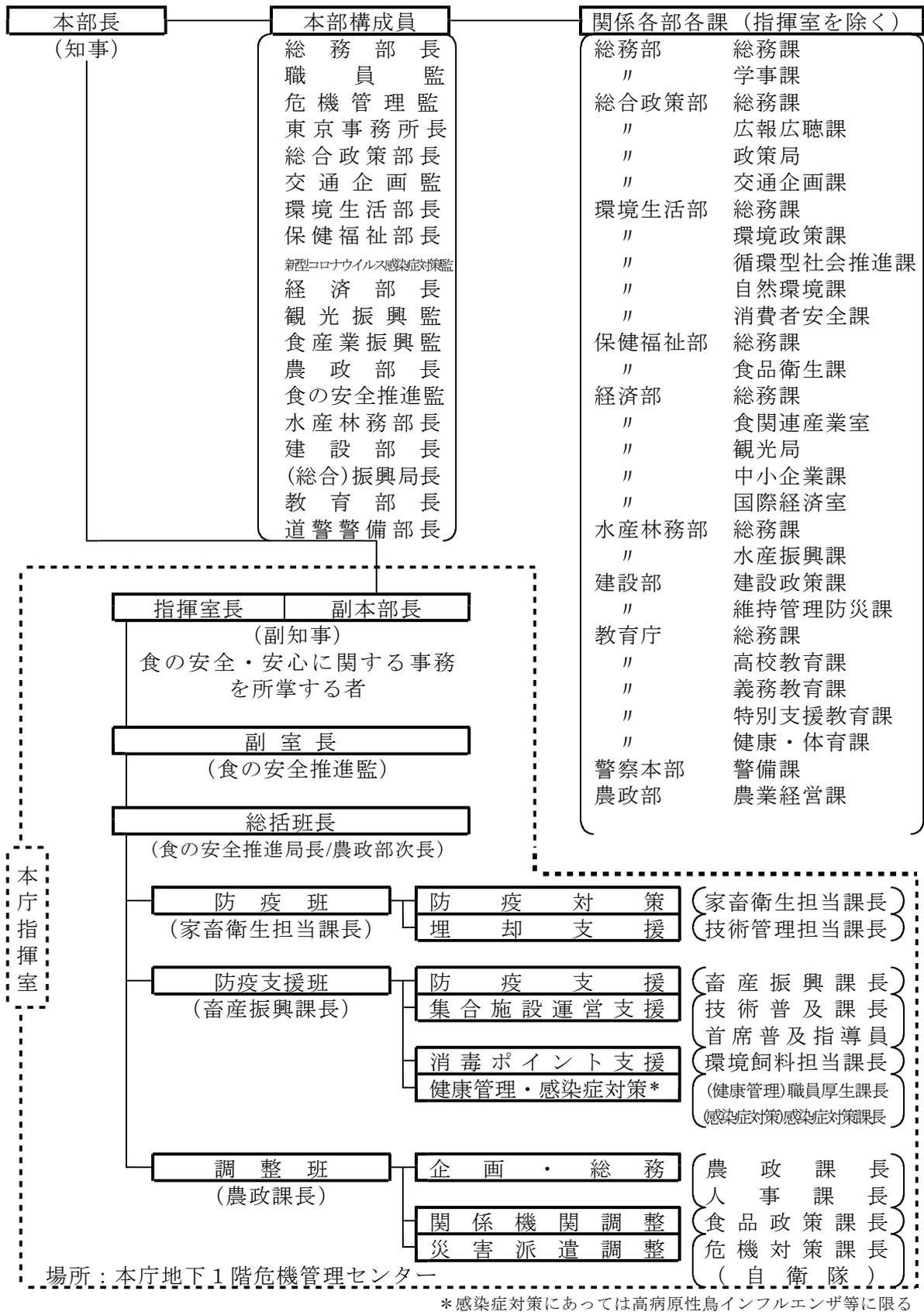


図5 本庁対策本部組織構成

第2章 防疫の概要

(2) 本庁対策本部の所掌事務は次のとおりである。

なお、本庁各課は、管轄する局の各課と連携し、後方支援に万全を期すこと。

表3 本庁対策本部の主な所掌事務

総務部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。庁内全体における総合調整を行う。防疫措置などに要する予算を確保する。庁舎等の営繕関係（道所有不動産の利用、庁舎内の電源、電話回線等）の調整を行う。
	学事課	私立学校における幼児、児童、生徒及び保護者の不安解消のための指導を行う。私立学校における家畜等及び飼育動物飼育施設の飼育状況の再確認を行う。異常家畜等確認時の連絡体制を整える。終息宣言後の家畜等及び飼育動物飼育の指導を行う。
	人事課*	防疫作業員の動員調整を行う。
	危機対策課*	災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。
	職員厚生課*	職員の精神的・身体的ストレス管理に係る対応を行う。
総合政策部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	広報広聴課	報道各社との連絡調整を行い、プレスリリースや記者会見の対応を行う。また、道民への情報提供を行う。
	政策局	全庁的な政策調整及び企画関係を行う。
	交通企画課	運輸交通に係る総合調整を行う。
環境生活部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	環境政策課	埋却場所周辺の水道水源及び飲用井戸等の水質検査の調整を行う。
	循環型社会推進課	埋却等に係る助言を行う。埋却場所周辺の公共用水域、地下水及び湧水（以下「公共用水域等」という。）の水質検査の調整を行う。
	自然環境課	環境省と連携した野生鳥獣生息調査や飼育動物の飼養に係る相談対応を行う。
	消費者安全課	消費者への情報提供、消費者の相談対応を行う。
保健福祉部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	感染症対策課*	防疫作業員等の感染予防及びまん延防止対策を行う。
	食品衛生課	畜肉・鶏肉・卵の流通状況確認、と畜場、食鳥処理場等への情報提供、不足する獣医師職員派遣を行う。
	障がい者保健福祉課	防疫作業員（道職員以外）の精神的ストレス管理に係る相談対応を行う。
経済部	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	食産業振興課	食品流通、加工業者等食品産業関係者への情報提供、相談対応を行う。
	観光振興課	観光関係団体に対する情報提供、相談対応を行う。
	中小企業課	関連事業者等に対する相談対応を行うとともに金融対策を行う。
	国際経済室	発生が拡大している東アジア、中国関係への渡航の注意喚起を行う。

第2章 防疫の概要

水産	総務課	部内における連絡調整を行い、必要であれば担当課へ連絡する。
林務部	水産振興課	漁協等関係団体に対する環境保全関係の相談窓口対応を行う。
建設部	建設政策課	部内における連絡調整を行い、必要であれば関係各課へ連絡する。
	維持管理防災課	道道に消毒ポイントを設置する場合、申請された占用手続きについて対応を行う。
教育庁	総務課	庁内における連絡調整を行い、必要であれば担当課へ連絡する。
	高校教育課	高校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。
	義務教育課	小・中学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。
	特別支援教育課	特別支援学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。
	健康・体育課	児童、生徒の感染防止など健康教育関係の事務を行う。
警察本部	警備課	北海道警察本部内における連絡調整を行う。発生農場周辺のパトロールに係る調整を行う。消毒ポイントの設置に係る道路使用許可関係、車両誘導に係る連絡調整を行う。
農政部	農政課*	現地へのバスの手配及び人的支援や本庁対策本部の運営、指揮室の設置を行う。
	畜産振興課*	防疫対策の総合調整や現地への物的支援を行う。
	食品政策課*	本庁対策本部の支援や関係機関・団体等との連絡調整を行う。
	事業調整課*	埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。
	技術普及課*	現地の集合施設の運営や受入の対応を行う。
	農業経営課	畜産農家に対する金融対策補助事業に係る相談対応、事務を行う。

*：本庁指揮室の構成員

表4 本庁指揮室の主な所掌事務

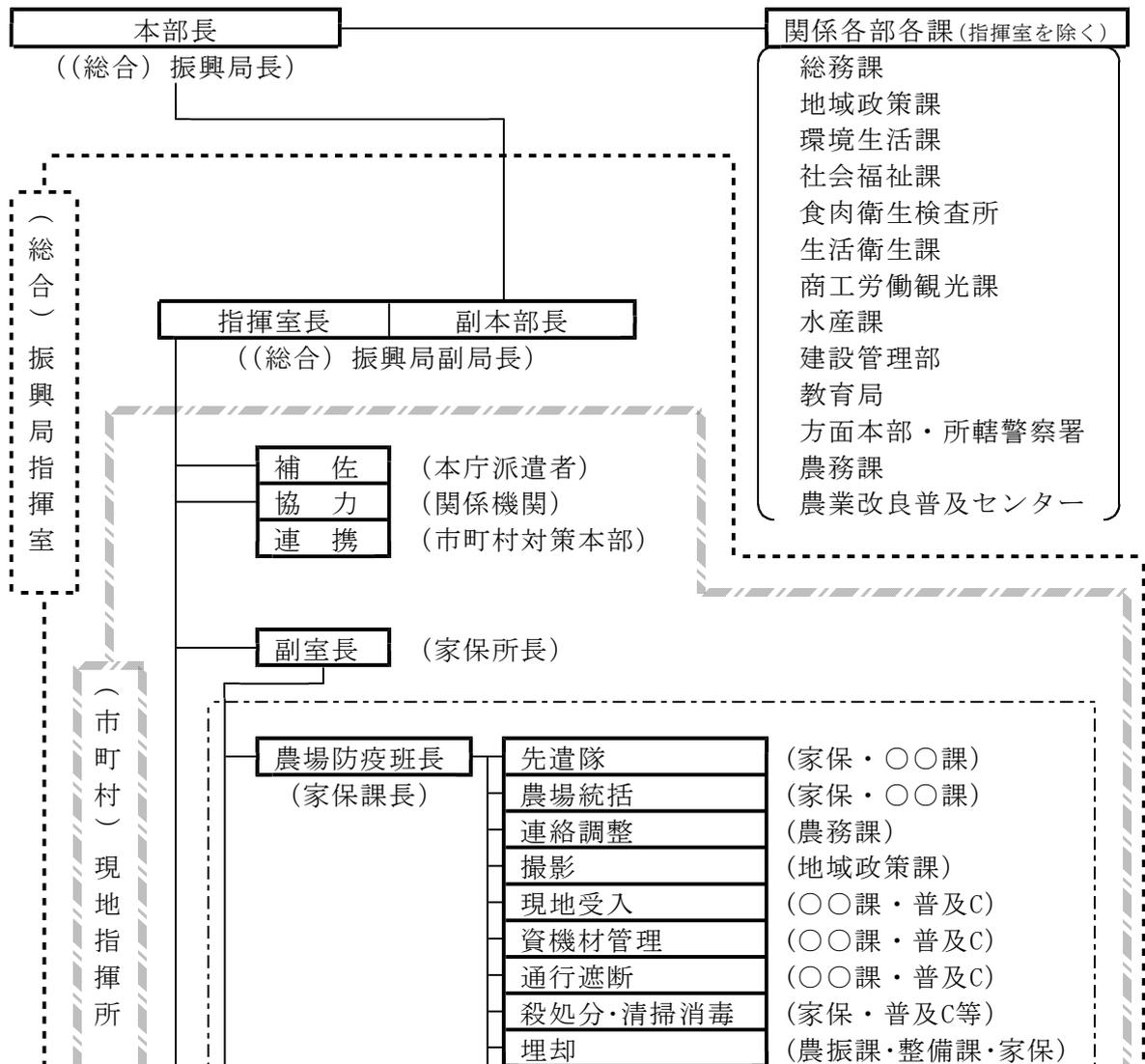
指揮室長	本庁指揮室全体を統括する。また、防疫計画の承認及び重要な計画変更事項を承認する。
副室長	指揮室長を補佐する。
総括班長	防疫対策の総括を行うとともに、現地への支援の承認を行う。
防疫班	班長（家畜衛生担当課長）：防疫対策の総合調整を行う。 畜産振興課家畜衛生係：防疫対策の総合調整、動物衛生課との連絡調整を行う。 農政部事業調整課：埋却地の掘削支援や死体・汚染物品の搬送支援を行う。
防疫支援班	班長（畜産振興課長）：現地への物的支援、進捗状況の情報共有を行う。 畜産振興課酪農振興係・牛乳乳製品係・肉牛振興係：（総合）振興局指揮室との連絡調整や防疫資材の供給調整を行う。

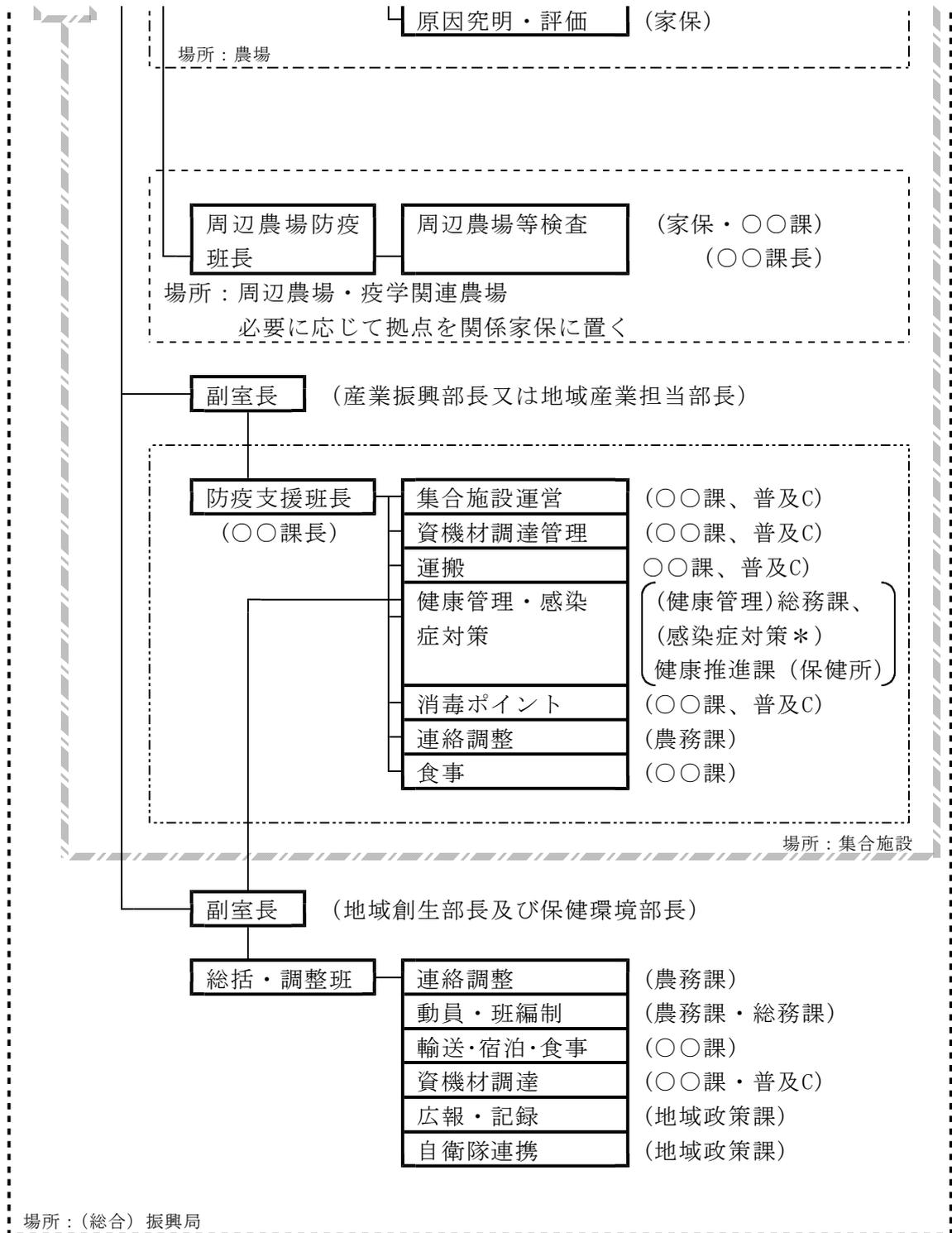
	<p>技術普及課：現地の集合施設の設定・運営や現地受入の支援を行う。</p> <p>畜産振興課畜産環境係：消毒ポイントの設置・運営の支援を行う。</p> <p>職員厚生課：職員の精神的・身体的ストレス管理に係る対応を行う。</p> <p>感染症対策課：防疫作業員等の感染予防及びまん延防止対策を行う。</p>
調整班	<p>班長（農政課長）：現地への人的支援、本庁対策本部の運営を行う。</p> <p>農政課及び人事課：本庁対策本部の運営、指揮室の設置、報道対応及び防疫作業員の動員調整を行う。</p> <p>食品政策課：本庁対策本部の支援、指揮室の運営、関係機関・団体等への連絡調整を行う。</p> <p>危機対策課：災害派遣調整として防衛省や自衛隊との連絡調整を行う。</p>

指揮室各課及び各係の具体的な作業手順は防疫マニュアル参照

2 (総合) 振興局

(1) (総合) 振興局対策本部の組織(例)は次のとおりである。





*感染症対策にあつては高病原性鳥インフルエンザ等に限る

図6 (総合) 振興局対策本部の組織の例

(2) (総合) 振興局対策本部の事務分掌(例)は次のとおりである。

表5 (総合) 振興局対策本部の主な所掌事務(指揮室を除く)(例)

本部長(局長)	局内の防疫対応全体を統括する。また、必要と判断される場合、北海道警察方面本部、自衛隊、市町村等へ協力依頼を行う。その他、知事等の出張対応や記者会見対応を行う。
副本部長(副局長)	本部長を補佐する。
総務課	庁内全体における総合調整を行う。防疫措置などに要する予算を執行する。庁舎等の営繕関係(道所有不動産の利用、庁舎内の電源、電話回線等)の調整を行う。職員等の健康管理を行う。 私立学校における幼児、児童、生徒及び保護者の不安解消のための指導を行う。私立学校における家畜等及び飼育動物飼育施設の飼育状況の再確認を行う。
地域政策課	報道各社との連絡調整を行い、プレスリリースや記者会見の対応を行う。また、道民への情報提供を行う。派遣される自衛隊との連絡調整を行う。
環境生活課	埋却場所周辺の公共用水域、地下水(水道水源及び飲用井戸を除く)及び湧水の水質検査を行う。※分析機関～試験検査課等 環境省と連携した野生鳥獣生息調査や飼育動物の飼養に係る相談対応を行う。 消費者への情報提供、消費者の相談対応を行う。
社会福祉課	保健福祉施設等に関する調整を行う。
食肉衛生検査所 生活衛生課	と畜場、食鳥処理場等への注意喚起、不足する獣医師職員の派遣を行う。 畜肉・鶏肉・卵の流通状況の確認を行う。 埋却場所周辺の水道水源及び飲用井戸等の水質検査を行う。※分析機関～試験検査課等
商工労働観光課	食品流通、加工業者等食品産業関係者への情報提供、相談対応を行う。 観光関係団体に対する情報提供、相談対応を行う。 関連事業者等に対する相談対応を行うとともに金融対策を行う。
水産課	漁協等関係団体に対する環境保全関係の相談窓口対応を行う。
建設管理部	道道に消毒ポイントを設置する場合、申請された占用手続きについて対応を行う。
教育局	児童、生徒の感染防止など健康教育関係の事務を行う。 高校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。 小・中学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。 特別支援学校における家畜等及び飼育動物の飼養状況の把握と飼養における指導及び注意喚起を行う。

第2章 防疫の概要

方面本部・所轄警察署	北海道警察本部内における連絡調整を行う。発生農場周辺のパトロールに係る調整を行う。消毒ポイントの設置に係る道路使用許可関係、車両誘導に係る連絡調整を行う。
農務課・普及センター	対策本部の設置運営、庶務を行う。 畜産農家に対する金融対策補助事業に係る相談対応、事務を行う。
家保	発生農場及び疫学関連農場等の防疫対応全般を行う。

表6 (総合) 振興局指揮室の主な所掌事務(例)

指揮室長(副局長)	本庁指揮室の指揮室長と連絡調整を行い、(総合)振興局指揮室全体の統括を行う。
副室長	指揮室長を補佐する。
家保所長	防疫全体の指揮統括を行い、農場防疫班及び周辺農場防疫班を統括する。
産業振興部長又は地域産業担当部長	(総合)振興局内及び現地自衛隊との連絡調整を行い、防疫支援班を統括する。
地域創生部長及び保健環境部長	(総合)振興局内及び関係機関等との調整を行うとともに、総括・調整班を統括する。
室長補佐	指揮室長を含む指揮室幹部の補佐及び代理を行う。
班長	
農場防疫班長(家保課長)	発生農場における防疫作業の進捗状況を把握し、防疫作業が円滑に進むよう農場防疫班に属する各係の作業を統括する。具体的には、各班の作業のタイムスケジュールの管理や班の交代を調整する。また、防疫作業で必要となる人員や防疫資材等について、防疫支援班長や総括・調整班長と協力し調整を行う。
周辺農場防疫班長(〇〇課長)	防疫指針における発生状況確認検査、清浄性確認検査及び当該振興局内に所在する疫学関連農場の検査、防疫に係る作業を統括する。
防疫支援班長(〇〇課長)	集合施設において、発生農場や消毒ポイントなどの作業が円滑に進むよう、防疫資材の供給など所属する各係の作業を統括し後方支援を行う。また、防疫作業で必要となる人員や防疫資材等について、農場防疫班長や総括・調整班長と協力し調整を行う。
総括・調整班長(農務課長)	(総合)振興局指揮室において、発生農場における防疫作業が円滑に進むよう総括・調整班に属する各係の作業を統括する。

表7 (総合) 振興局指揮室における各班の主な所掌事務(例)

農場防疫班	先遣隊(計画)	発生農場での防疫措置を円滑に行うため、Stage 2 移行後、直ちに農場に立入り、飼養頭羽数など農場情報の事前調査を行うとともに防疫計画等の精査を行う。
	先遣隊(受入)	発生農場での防疫措置を円滑に行うため、Stage 2 移行後、直ちに農場に立入り、休憩用テントやコンテナハウス等の設置、通行の遮断場所の確認、埋却場所の試掘を行う。
	農場統括係	発生農場において、殺処分等の防疫作業の進捗状況を把握するとともに防疫作業に係る問題を把握し、農場防疫班長と協議し対応する。さらに、協議し決定した内容を農場防疫班各班へ伝達、指示する。
	連絡調整係	発生農場内で殺処分等の作業をしている各班の連絡調整を行うとともに、現地指揮所(集合施設)、局指揮室との連絡調整も行う。
	撮影係	発生農場における防疫作業について、写真や映像を撮影する。撮影した映像等は、総括・調整班の広報・記録係に提出する。
	現地受入係	発生農場に設置したテント内において、受付事務を行い、防疫作業員を含む入退場者の防疫衣や長靴等の着脱の支援を行う。なお、埋却地が農場外の場合は、そこでも同様の作業を行う。また、支援作業では、清浄区域と汚染区域を意識した作業を心がける。
	資機材管理係	発生農場敷地内において、防疫支援班の運搬係から供給される防疫資材等を殺処分係等へ供給するとともに使用済みの防疫資材の回収、整理を行う。
	通行遮断係	家伝法第15条に基づき家保所長又は市町村長が実施した通行の制限又は遮断場所において、通行規制及び車両消毒を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上でこれを認めることとする。
	家畜防疫員	発生農場の各畜舎における防疫作業の統括及び埋却地における埋却作業の統括を行う。その他次の2班を編制し対応する。
	原因究明係	農水省から、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会各小委員会に設置する疫学調査チームの派遣対応を行う。具体的には、感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理並びに疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
	評価係	患畜等の殺処分の前に、3名の評価人による患畜等の評価を行う。
	殺処分係	患畜又は疑似患畜と診断された家畜等の殺処分を行う。殺処分は、動物福祉に配慮しつつ、家畜にあつては、薬剤、電殺器又は二酸化炭素ガス、家きんにあつては二酸化炭素ガス又は泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている畜舎を優先して行う。
	清掃・消毒係	殺処分が終了した殺処分係は、病原体の散逸を防止するため、畜舎等から家畜等の死体や汚染物品を搬出した後、畜舎等の清掃・消毒を実施する。また、敷地内及び使用した車両・機材なども併せて消毒する。

第2章 防疫の概要

	埋却係	発生農場の防疫計画及び埋却計画を確認するとともに、先遣隊（受入）の試掘により確認された埋却場所を把握・確保する。また、事前に協定を締結している業者へ作業説明を行い作業状況を確認する。掘削完了後、殺処分した家畜等の死体や飼料・排せつ物等の汚染物品を埋却する。
	重機オペレーター	埋却係の指示に従い埋却作業に必要な重機を運転及び操作をする。なお、オペレーターは、協定を締結し資格を有する民間業者に依頼する。また、埋却作業に当たり、専門的見地から埋却係へ助言することができる。
防疫支援班	集合施設運営係	防疫作業員が集合し、防疫衣への着替えや休憩を取ったり、防疫資材を保管する場所として集合施設を設置する。また、人の動線を踏まえた資材の置き場所や健康診断の場所など集合施設のレイアウトを調整する。
	資機材調達・管理係	集合施設において、防疫資材の準備・配布、在庫の管理を行う。
	運搬係	集合施設から発生農場や埋却場所、消毒ポイントへの適時適切な資材の輸送、運搬を行い、防疫作業の支援を行う。
	健康管理・感染症対策係	職員等の精神的・身体的ストレス管理に係る対応を行う（健康管理）。 集合施設等における防疫作業員等の高病原性鳥インフルエンザ等に係る感染予防及びまん延防止対策を行う（感染症対策）。
	消毒ポイント係	病原体の拡散を防止するため、早期に消毒ポイントを設置する。消毒ポイントを設置する道路管理者（国、道、市町村等）に対し、占用申請手続きを行う。その際、発生農場周辺の道路状況や交通状況を考慮して適切な位置に設置し、畜産関係車両や防疫作業用車両が効果的に消毒される体制を整備する。
	連絡調整係	局指揮室、現地指揮所（発生農場）、市町村対策本部との連絡調整を行う。
	食事係	集合施設において、防疫作業員の食事の手配を行う。
総括・調整班	連絡調整係	（総合）振興局指揮室において、本庁指揮室、現地指揮所、市町村対策本部との連絡調整を行う。
	動員・班編制係	（総合）振興局指揮室において、防疫作業員の動員の調整、班編制作業を行う。
	輸送・宿泊・食事係	（総合）振興局指揮室において、防疫作業員や防疫資材の輸送手配、宿泊、食事の手配を行う。
	資機材調達係	（総合）振興局指揮室において、急きょ不足又はそれが見込まれる防疫資機材の調達を行う。
	広報・記録係	（総合）振興局指揮室において、対策本部や農場防疫班の撮影係と連携しつつ報道対応を行う。また、道民への情報提供や問い合わせ対応を行う。
	自衛隊連携係	（総合）振興局指揮室において、本庁指揮室の調整班の災害派遣調整班と連携しつつ、自衛隊との連絡調整を行う。

北海道家畜伝染病防疫対策要綱

製作編集 北海道農政部生産振興局畜産振興課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5441 (ダイヤルイン)

FAX : 011-232-1064

発行 令和3年(2021年)5月

